

平成23年度静岡市清水区市民大会

〇ー50サッカー大会実施要項

- 1 目 的 「市民大会 〇ー50サッカー大会実施要項」は、平成23年度静岡市清水区市民大会サッカー大会〇ー50予選トーナメントに適用される。
- 2 名 称 静岡市清水区市民大会〇ー50サッカー大会
- 3 主 催 ・ 静岡市体育協会 ・ N P O 法人清水サッカー協会
- 4 主 管 ・ 市民大会運営協議会 ・ 清水サッカー協会地域スポーツクラブ推進委員会
・ シニア委員会市民大会〇ー50サッカー大会運営委員会（以後、本大会運営委員会）
- 5 期 日 予選トーナメント：平成23年 9月～10月予定
決 勝 戦 ：平成23年10月27日（日）時間未定
- 6 会 場 予選は、シニア委員会で運営する。決勝戦は、大会本部の指示による。予選トーナメント会場は、下記会場運営責任者が参加チームの協力を得て準備する。
 - ・ 興津小グラウンド： 興津〇ー50 代表 中西 敏之
 - ・ 庵原中グラウンド： 庵原〇ー50 代表 杉山 公英
 - ・ 三保二小グラウンド： 三保F C 代表 山田 正樹

* 決勝戦 平成23年10月27日（日）時間未定 蛇塚スポーツグラウンド北
- 7 参加資格 平成23年度静岡市清水区市民大会サッカー大会実施要項により規定された資格者。
平成24年4月1日までに50歳になる選手に出場資格が与えられます。
- 8 参加チーム 地域単独の13チーム(別紙参照)
- 9 競技方法 (1) 予選は、2グループのトーナメント戦により、グループ1位チームが決勝戦に参加する。予選3位チームは、準決勝の得失点差、ないしは累積の得失点差により決定する。
(2) 試合時間はハーフタイムを20分とし、インターバルは、5分間とする。
ロスタイムは、とらない。20ー5分ー20分。
 - ①本大会運営委員長と主審は、事前に協議しハーフタイムを短縮することができる。
 - ②主審の判断により、適宜、飲水タイムをとる。
 - ③予選トーナメント戦は、同点の場合、3人ー3人によるPK戦により勝敗を決める。
- 10 競技規則 (1) 20011/2012（財）日本サッカー協会の競技規則を準用する。
(2) 使用球は（財）日本サッカー協会公認5号ボールとする。
(3) 予選トーナメント戦において退場を命じられた選手は、次の試合へ出場することができない。また、退場者の補充は認めない。
(4) 予選トーナメント戦において、その試合中に受けた警告は次の試合に持ちこさない。
(5) 選手交代の人数制限はなく、再度の入場も正規の手続きにより可能とする。
(6) チャージやスライディングタックルは禁止とする。
(7) 選手はスポーツマンシップ及びフェアプレイを配慮の上、他の種別、他の大会の手本となる試合を行うよう心がける。

1 1 ユニフォーム

- (1) ユニフォームは統一されたユニフォームないしはビブスを使用する。
- (2) ユニフォームが同色の場合、トーナメント組合せの左側のチームにユニフォーム選択の優先権がある。
- (3) 審判着（黒）との判別が容易でない系統のユニフォームの着用を極力避ける。

1 2 試合成立

- (1) 競技者の数は、試合開始時間に1チーム7名をもって成立する。7名に満たない場合には「0対3」で負けとする。但し、主審は、対戦相手チームの代表者の了解を得て補充を行い、親善試合として実施することができる。
- (2) 試合開始時刻は、原則として、1試合目19：00、2試合目20：00とする。

1 3 審判

- 原則として、審判の有資格者が競技規則に基づき審判を行う。予選リーグの審判は、各チームより事前に登録する。試合日程表により、原則として参加チームの帯同審判員4名が行う。
- ・主審1名 ・副審2名 ・第4審1名

1 4 当番

- 参加者により準備、運営、清掃を行う。
- (1) 当番表により、第1試合の当番チームは、会場運営責任者に協力し会場の準備を行う。
 - (2) 最終試合（2試合目）の2チームは、会場の整理清掃を行う。
 - (3) 会場運営責任者と参加チーム代表者は、会場内の禁煙を参加者に徹底させる。

1 5 連絡

- 本大会運営委員長は、試合の有無、変更等の連絡を所定の連絡網により行う。
- (1) 小雨の場合には、原則として予定表に従い決行する。
 - (2) 各会場運営責任者は、会場の確保、試合決行、雨天による試合中止あるいは試合会場の変更等について、極力早めに、本大会運営委員長と試合予定のチーム代表者に連絡する。
 - (3) 試合中止は、18時までに、本大会運営委員長より所定の連絡網に従いチーム代表者に連絡する。
 - (4) 試合中止の場合には、試合日程を調整し原則として翌週に実施する。
 - (5) 各会場責任者は、記録用紙に試合結果を記入して、翌日までに本大会副運営委員長に連絡する。
 - (6) 本大会副運営委員長は、速やかに、NPO 法人清水サッカー協会担当者に「メディア開示データ」として、予選トーナメントの結果を送信する。

1 6 傷害補償

- 参加チームの代表者は、試合会場に救急用具を備え、代表者の責任の下で、応急処置のみ行う。なお、選手はスポーツ傷害保険又はそれに準ずる保険に参加チームとして加入すること。

1 7 健康調査票

- 予選トーナメント戦の参加者は、別紙「健康調査票」を必ず事前に、チーム代表者に提出する。チーム代表者は健康調査票を事前にチェックし保管する。

1 8 その他

- 本大会実施要項に規定されていない事項については、本大会運営委員会において協議の上決定する。

2011年7月 作成

平成23年度静岡市清水区市民大会サッカー大会
0-50サッカー大会運営委員会